

2017年4月28日（金）

衆議院法務委員会傍聴報告

午前9時から5時まで休憩を挟み、6時間20分行なわれました。

午前：自民党・宮崎政久委員、平口洋委員、公明党・吉田宣弘委員、
民進党・緒方林太郎委員、階猛委員、

午後：無所属・上西小百合委員、民進党・逢坂誠二委員、井出庸生委員、
共産党・藤野保史委員、維新・松浪健太委員

与党はこれまで同様、一般市民には関係しないこと、あくまで組織的犯罪集団に関わるものを処罰するための法律であり、人権に配慮されていること、何より国際犯罪防止条約が共謀罪の新設を求めていることを引き出すための質疑に終始していました。

野党は一般市民も捜査の対象になること、対象犯罪の線引きが曖昧であること、テロリズム集団の定義について問いたしましたが、法務・外務省とも曖昧な答弁しかできませんでした。

民進党・緒方委員

テロ等準備罪はテロという言葉を使い、説明責任を果たしていない。テロというハードケースにまとめるのは、独裁者のやり方だ。

「国際犯罪防止条約はテロ関連防止条約か」との問いに、岸外務副大臣は「テロを含む組織犯罪を効果的に抑止する条約」と答弁。テロの定義について岸外務副大臣は「国際法上ない。国際組織犯罪とテロ活動には強い関連がある。」と答弁。また政府答弁の「特定の主義主張」の意味を質すと法務省林刑事局等は「よりどころとしているという意味だ」と答弁。緒方委員は「テロリズムの定義が自家撞着を起こしている。テロ集団の説明ができないのにテロの定義ができるのか」と質した。

民進党・階委員

階委員：共謀の捜査（強制・任意含めて）は実行準備行為の後か前か

金田法相：個別具体的事例に行なうので時期は一概にいけない。嫌疑があって初めて捜査にはいる。

井野政務官：犯罪の嫌疑がある時はできる。犯罪があると思慮したときと刑事訴訟法にある。

階委員：実行準備行為の前の捜査は監視になる。いつ任意捜査が開始されるかわからないのは監視社会を招く。

スノーデンが明らかにした大量監視システムが使われるのではないか。

小林防衛政務官：不法に持ち出した出所不明の文書についてコメントできない

階委員：通信の秘密を妨げる捜査手段を用いることにならないか

盛山法務副大臣：通信傍受の対象犯罪に追加することない

階委員：共謀の疑いがある二人のうち、一人が否認している場合は、どう立証するのか。

相手を落とし入れるためのまきこみ、ひっぱりこみの危険があり冤罪が増す。

無所属・上西委員

国民を騙すために「テロ」と付けただけの法案だ。

21日の自民党土屋委員の「テロ準備行為だ」の発言は共謀罪成立後の姿だ。

民進党：逢坂委員

21日の質疑で一般人が捜査の対象になることについて金田法務大臣と盛山副大臣の答弁が違っていることについて再質疑。

盛山副大臣：一般人は組織的犯罪集団に関わりがない人のこと。属している人は「黒」、属していない人は「白」、嫌疑が生じた人が「グレー」で一般人ではない。ボリュームは少ないと思うが、捜査しないとわからない。

逢坂委員：白か黒か捜査しないとわからないのではないか。グレーという境界線の人はいるのだから一般人も対象になる。

民進党・井出庸生委員

*一般人について質疑

金田大臣：通常的生活を送っていて、組織的犯罪集団に関与しない人が一般人。

林局長：組織的犯罪集団に入っても認識がない人も調べてみなければわからない。捜査の対象になっている人は組織的犯罪集団に関与している人になる。

盛山副大臣：嫌疑のある人（グレー）は推定無罪だが、一般人ではない。

萩本人権擁護委員会局長：一般という言葉は定義がなく、文脈によって変わる。

共産党・藤野委員

組織的犯罪集団の認定が曖昧で枠が広い。捜査機関だけの関与では恣意的判断が行なわれる。普通の団体が間違われられないような手立てがない。

捜査機関だけが関与 25日の参考人質疑で3の方が一般人も対象になると言っているのに、大臣が100%ならないというのはおかしい。井田参考人は内心を見るのは当然といている。

金田大臣：花見か下見かどうかは区別できる。地図や双眼鏡を持っていれば下見になる。

維新・松浪委員

法務省幹部が民放Nスタで「野党の質疑は重箱の隅をつつくもので司法試験合格者しか答えられない」とコメントしたことを受け、法務省が幹部に聞き取りをしたことについて批判した。

「テロ等準備罪に加法の立場だ。すべての事件に可視化を導入すべき。2画面方式の新型カメラが開発されており、自白が高まると言われている。導入してほしい。テロを未然に防ぐには通信傍受しかない。サリンをばらまかれても盗聴ができないなど穴がある。警察に最低限の武器を与えるべきで、GPS捜査を進めるには、政治の立場で我が国のスタンダードを作っていく。」と持論を展開。

これには、松本純国家公安委員会委員長も白川警察庁長官も「現通信傍受法を適性に運用していく。テロ等準備罪の別表3にかかげる犯罪には通信傍受は使えない」と答弁するしかなかった。